

# 相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案） に対する意見と市の考え方

募集期間 平成28年2月15日（月）～平成28年3月15日（火）

意見提出者数 4人

意見件数 13件

担当課 生活安全課 042-769-8229

No.	意見の内容	市の考え方
1	市内A所及びB所は過去に犯罪事例が発生しており、設置の必要性がある。	本ガイドラインは、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するために、防犯カメラの設置者等が配慮すべき事項を定めたもので、具体的な設置場所を定めるものではありません。なお、設置の必要性につきましては、設置者等が地域の犯罪発生状況や防犯の専門的な知識を持つ方の助言などを踏まえて、検討していただくこととなります。
2	防犯カメラの開示について、閲覧者を限定する内容を盛り込む必要がある。	撮影された画像を第三者に閲覧させ、又は提供できる場合につきましては、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合並びに捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために情報提供を求められた場合に限定しております。また、画像を提供等する場合においても、その必要性を十分検討するとともに、提供等の相手、日時、理由及び画像の内容を記録し、身元確認を行うことで、画像を適切に取り扱うようガイドラインに示しております。
3	書面による正当な理由に基づく場合のみ開示を認めるなど、用件を厳格にする内容を盛り込む必要がある。	
4	自宅にカメラを設置した経緯があるが、必ずしも防犯目的だけではない。	本ガイドラインの対象となるカメラは、犯罪防止を主な目的として設置され、道路等の公共空間において不特定多数の方を撮影するカメラを対象としており、設備管理や事故防止等を目的に設置されたカメラは対象となりません。
5	ガイドライン策定以前の防犯カメラについては、このガイドラインは適用しない旨を掲載してほしい。	防犯カメラは、犯罪の抑止効果があるなどその有用性が認められておりますが、その一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる方もいます。本ガイドラインは、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るために策定するもので、既に設置された防犯カメラにつきましても、本ガイドラインに沿って、プライバシー等に配慮しながら適正な管理・運用をしていただくようお願いいたします。
6	防犯カメラはやむを得ず設置することが多いと思われるので、プライバシーの侵害を過度に規制するのはどうかと思う。	防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがありますことから、設置者等は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定して防犯カメラを設置するようガイドラインに示しております。

7	個人で設置した防犯カメラの録画データを、警察に提出するよう義務付けるのはおかしい。	本ガイドラインでは、プライバシー保護のために、撮影された画像を第三者に閲覧させ、又は提供できる場合として、裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会等に限定しております。
8	法的拘束力がない旨を掲載してほしい。	防犯カメラの設置及び運用の適正化の促進のためのルールの位置付けにつきましては、法的拘束力がなく、基準となる目安を示したガイドラインによることが適当であると考えております。ガイドラインの特性につきましては、今後、内容と合わせて周知に努めてまいります。
9	設置場所について、図書館・公民館・区役所・保健センターなどが含まれていないが、防犯カメラは使用されているのではないかと。	不特定多数の方を撮影するカメラの撮影範囲として、道路・公園等を例示しておりますが、図書館・公民館・区役所・保健センターに設置されたカメラにつきましても、目的等によっては本ガイドラインの対象となります。
10	防犯カメラと顔認証の違いについて説明してください。	本ガイドラインにおける防犯カメラとは、犯罪防止を主な目的として不特定多数の方を撮影し、録画機能を備えたものをいいます。顔認証は人の顔の画像データから特徴を抽出し、あらかじめ保存されたデータと照合することで個人を特定するシステムです。
11	プライバシーの保護はどのように守るのか、具体例を示して説明してください。	防犯カメラの設置者等は、設置目的に則り、個人宅の内部等、不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所を定めることとします。また、防犯カメラの付近に、「防犯カメラ設置中 < 設置者名 >」等の表示を行うことで、撮影範囲内の方が、防犯カメラが設置されていることを認識し、撮影されることを意識できることとします。撮影された画像については、設置者等及び管理責任者等は、画像を閲覧するためのパスワード等を設定して情報漏えい防止を講じるなど、適切な保存、管理を行うとともに、第三者からの画像の閲覧又は提供については、法令に基づく場合等を除いて禁止し、プライバシーの保護に十分配慮することとしております。
12	防犯カメラ等で撮影された画像等の流出を、このガイドラインで規制できるのか。また、流出等は市の責任で対処するようにしてほしい。	設置者等及び管理責任者等は、撮影された画像を適正に管理し、特に情報漏えいの防止措置について配慮するよう定めております。また、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、設置者等は撮影区域ごとに管理責任者を指定することとしておりますので、市以外の団体等が設置した防犯カメラに対して、市が管理責任者となることはありません。
13	画像の保存期間を1か月としているが、他の記録媒体にコピーされたときの対応をガイドラインに示してほしい。	記録した画像は、不必要な複製や加工を行わないこととしておりますが、複製した場合においても、設置者等及び管理責任者等の責務として、保存期間も含めて、画像を適切に管理することとしております。